

昭和二十六年五月十五日(火曜日)午後
一時四十四分開会

(審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案に関する件)

○理事(結城安次君) それでは只今から委員会を開会いたします。先ず計量法案に関する公聴会開催の件というこ
とについて御協議申上げます。専門員
のほうから御説明を願います。

○専門員(山本友太郎君) それでは計
量法案に関しまする公聴会の件について
一応お話し上げます。実は所定の手
続を經まして、日にちその他は確定し
てゐるわけなのでございますが、東京
地区におきましては、朝日新聞の十一
日附でその公告が出ております。関西
方面では多分十日であつたらうといふ
話を聞いております。そこで只今まで
これに對しまする意見の開陳の申出が
全部で二十一通參つております。その
うち賛成が十八通で、反対が三通であ
ります。併せまして二十一通、締切
は五月の十七日いたしましたところで
は、実は法案の性質上、非常に広い範
囲のかたぐひの御意見を承るゐるのが好
都合かと、かように存じまする關係
上、公報によりまして參りますところ
の意見書は、どういたしましても限定
される處れがありますので、一般から

参りますもの以外に、大體漏れなく各界の御意見を承わります必要からしますれば、委員会のほうで或る程度まで公述人のかたを指定して人選するといふのも一つの方法と存じます。ところがこれらの人々に對しましては、どちらかと申しますと、委員会のほうから出席をむしろ要求し、お願いする筋になるのでございますので、締切日確定まで待つておりますと、連絡等の關係が非常に時間的余裕がなくなるといふ虞れもございますので、締切日が十七日にしてある關係上、本日あたりで決定することはその間如何やとは存じますが、そういう連絡の關係がございまして、事務局のほうで一応万遍なく触れるという意味合から申しまして、お手許に配付いたしましたようない一応の候補者名簿を作成したわけでございます。で大體に公述人の立場と申しますか、どういふ方面を代表されておるかという点はその表に書いてありまして、説明の蛇足を要しないと思ひますが、最初は學術會議の代表、同じく學術會議とは關係がありますが、次が機械方面からの代表、それから製造者の代表、販賣業者の代表、それからあとは府県と小々な府県とでは多少利害が異なるのでございまして、そのおの／＼大きな府県の代表、小々な府県の代表並びに市町村の代表、それから管理人の代表、使用者といたしましては、官庁側、建築方面、薬剤方面、おの／＼の代表、それから言論機關方面の代表、大體こゝういふに十二人ばかり

一応選定して見たわけなのであります
が、お差支えなければ、格別の御異議
がなければ、大体こういう方面の人を
先ず優先的に委員会内で定して頂い
て、これから御本人の都合も承らな
きやならんわけなのであります。そ
うしてそれを先ず大体内定して置きま
して、その後かように手許に参つてお
ります一般公募の中から更に人選をす
ると、かような二段構えで参ります
ば、連絡も十分に付くじやなかろう
かと、かように思ひまして、先ず取り
あえず本日のところはどちらかと申し
ますと、委員会のほうから出席方を要
求し、お願いする側をほぼ内定して頂
いたら好都合じやないか、かように存
ずる次第であります。

○上原正吉君 計量法の一番の問題の
点は、メートル一本にするか、従来の
度量衡法を存置するかという点だと思
います。その極めて適切な意見を聞
くべき人がこれに少いように思うので
すが、入れて頂きたいと思ひます。

○専門員(山本友太郎君) その点は私
どもはほうでもよく考えておりまし
て、恐らくそういつた問題は公募の中
からたくさん来るであらうということ
を実は期待しておるわけなので、そこ
の中から、現にこれはやや内輪の話で
ございしますが、相当そういう方面を担
当されまして、長年運動されておるか
たからすでに個人的な連絡等も頂いて
おりますので、当然こういうかたへ
を数名これ以外に追加する必要が当然
あると思ひますが、そういつた中に入
れたらどうかと思ひます。その名簿

の中には実は載せておりません。併し只今上原委員から御指摘の点につきましては、事務担当者といたしましては、十分以上に考慮しておるつもりであります。

○理事(結城安次君) 上原さん何か御希望ありませんか。

○上原正吉君　ありません。話を聞いて

て見たいというだけで、別に私は賛成も反対もしませんから……。

○理事(結城安次君) それではこれは大きな問題ですから、山本専門員から、そういう方面の人でどういう権威者があるか聞いて見ましよう。候補者を……。

○専門員(山本友太郎君) それにつきましては、すでに院内一部においてはパンフレット等も配られておる向きもあるうかと思いますが、かねてから尺貫法の存続同盟と申しますか、その方面の仕事を担当されておりますかたなことで、大体そのお気持の線に沿うべ

く我々も考慮しております。それから先ほど内容を省略いたしましたのが、反対意見として只今参つております申に、東京都の青果協会の青物でございますが、この辺から参つておりますのが、とにかくメートル法専用は困るという意見の趣旨でございます。こゝ

いつた向きも締切期日までにはまだ相
当数入つて来るのじやなからうかとい
うふうに考えておられますので、これら
のうちから最もはつきりしておる論旨
と思われますのを一、二最終的に御選
定願つて、公聴会の内容にできるだけ

ヴァラエティを持たして行つたらよろうと、かように存じております。

○境野清雄君 公聴会はこれは一日の
予定ですか。

○専門員(山本友太郎君) 確定いたしておりますのは、来たる来週の月曜日二十一日の午後と、それから二十二日と両日あげてございます。

○境御清鑑君　一殿のかたは何名くら
いこれに加わる予定ですか。

○専門員（山本友太郎君）　三名乃至多
くても五名程度で如何やと存じます。

○理事（結城安次君）　別に御発言ござ
いせんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○理事(純城安次君) なければ、これ
で選定その他を山本専門員と委員長と
御相談でお願いしたいのですが、これ
が十二名、そうすると十六七名になり
ますが、これは多過ぎはせんかと思ひ
ますが。

○境野清雄君 委員長一任だ

○理事(結城安次君)ではまゝ委員長に一任で、それで公聴会のことはさう取りきめますから……。

○小野義夫君 二十一日、
時ですか、始まりは……。

○専門員(山本友太郎君) 二十一日は午後一時であります。二十二日は午前十時からといたしております。

○理事(結城安次君) それでは高圧ガス取締法案を議題といたします。同法案に關しましては、先週の当委員会において總括的質疑並びに逐条的質疑を一応終了いたしましたのでありますが、や

お質疑のおありのかたはこの際御質疑をお願いいたします。

○古池信三君 簡単なことを一、二お尋ねいたします。高圧ガス審議会に關することですが、大体この法案にもありますように、審議会は通産大臣の諮問機関となつております。どの程度諮問機関として利用されますか。よく以前にありましたような、單なる形式的な諮問機関では余り意義も少ないだらうと思ひます。審議会において決定をされ、答申をいたされたことについては、今後通産大臣として相当重く考へて行かれるものであるかどうか、これを一つお伺ひしたいと思います。

○政府委員(首藤新八君) 審議会につきましては、ほかの審議会といささか事情を異にして、この法案そのものが大綱を決定したわけでありまして、各業種別にそれ／＼事情が違ひます。従つてそれらを個別に適當な法文によつて万全を期したいというところに相成つておりますので、従つて審議会も各業界の学識経験者というかたにお願ひいたしたい。従つて業種はそれぞれ違つております關係上、十二分に審議会の御意向を尊重いたしたい、かように考へております。

○古池信三君 更にお伺ひしたいのですが、今後いろいろと施行に當りまして、規則その他或いは通牒というふうなもの御決定があると存じますが、そういうような場合には概してこの審議会が審議なさる御意向でしようか、どうですか。

○政府委員(首藤新八君) 仰せの通り大体そういう方針で進みたいと、かように考へております。

○古池信三君 もう一つお伺ひいたし

ます。この審議会にはいろいろ専門に持があるかどうか。又部会をお作りになるとすれば、大体幾つぐらいの御予定になつておるか、これも併せてお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(長村貞一君) この審議会は先ほど政務次官のお話にありましたように、この取締りの内容に關します主として技術的な事項の仕事をきめたいと思ひますと同時に、又いわゆる国家試験に關することやりますので、国家試験に關する部会と技術基準に關する部会とに、大きく申しますれば、この二つの系統の部会ができると思ふのであります。更にこの技術系統の關係につきましては、先ほど政務次官のお話もございましたように、ガスの種類別、つまり事業の種類別に内容的に異なつた部面がありますので、そのガス別に分科会、そういうふうなものを作りまして、それ／＼の業態の事情に即応した内容を持つて参りたい、かように考へております。従つて分科会の数等もガス別、種類ごとに相當数のものができると、こういうふうに考へます。

○古池信三君 もう一つお伺ひいたしたいと思ひます。先般の当委員会において關係者からそれ／＼陳述がありました。その公聴会の意見等は今後行政の面においていろいろ反映されて参ることと考へますが、差当りこの法案が通りました際に、施行規則が問題になるだらうと思ふのであります。その施行規則をお定めになるような場合には、先般の公聴会のそれ／＼の参考人の意見というものは、でき得る限り取り入れて行かれるようなおつもりで

ますかどうか、お伺ひいたします。

○政府委員(首藤新八君) 全くお説の通りでありまして、できる限り陳述人の御意見を尊重いたして取入れたいと考へます。

○古池信三君 この席で施行規則案についてまで我々検討するということはいささか適當でないと思ひますが、これは略したいと存じますが、相當のこの技術基準の問題等につきましては、只今お考へになつておる要項はやや嚴格に過ぎませんかというふうな意見があるように伺ひました。従つて技術基準の問題等については、差支えのない限りは、できる限り實際面の担当者、自主的な裁量にも或る程度任して行くというふうな線に沿つて、規則も御制定あらんことを希望いたしまして、私の質疑は打ち切ります。

○理事(結城安次君) はかに……

○栗山眞夫君 審議会のことを二点ばかりお尋ねいたします。第一点は、六十八条によりまして、高圧ガス保安審議会というものは大臣の諮問機関になつておりました、答申或いは建議をすることは一応なつておりますけれども、審議会の権威あらしめするためには、こういうふうな性格では私なかなか從來の例から見ても、その目的は達し得られない場合があるのじやないか、こう考へるのであります。その目的、審議会の性格を持たした審議会において、果してこの審議会が結論を出したことに、十二分に政府側において応じ得るような具体的な態勢があるのかどうか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(長村貞一君) 六十八条に

ございす通りに、審議会は諮問機関になつておるわけでございます。先般来申上げましたように、この審議会に審議をいたします内容は、法律的に申しますと、ここにありますように、国家試験その他高圧ガス保安に關する重要な事項ということに屬するわけでございますが、具体的な内容は、或いは国家試験に關する方針でありますとか、或いは又各種の技術基準に關します内容であるわけでありまして、この事柄の性質上特に技術基準につきまことが、この法案を施行いたします上に非常に問題にもなり、又業界にも大きな影響を及ぼすわけでありまして、事技術に關する問題でございまして、ここに集まりますのは、その方面の最も権威ある学識経験のかた々を集めるわけでございます。私どももいたしましては、この審議会に諮問しまして、よつて得ました答申が得る限り、と申しますか、相成るべくは行われるという態勢をとつて進みたいと思ひます。その含みにおきまして、この審議会に關します諸般の事柄及び今後の省令その他の命令の内容もきめてやつて参りたい、こういうつもりでおるわけでありまして。

○栗山眞夫君 そうしますと、以前委員がどう御質問になりましたか、或いは重複するならば、そうおつしやつて頂ければ結構であります。この委員の三十名というのは、政府側或いは一般の学識経験者、更に業界の中における権威者というものが選ばれと思ひますが、その人的な割振りはどの程度にせられるように考へておりますか。

○政府委員(長村貞一君) 委員会の委員の總計は三十名でございますが、關係行政機関の職員、つまりいわゆる政府側はその中の三分の一以下にいたしたいと思つております。残りの三分の二以上のものは、いわゆる学識経験者のうちから選定いたしたいと、かように考へております。

○栗山眞夫君 この学識経験者と申しますのは、大学の先生だとか、或いは一般の公的な研究機関の研究者というふうな方も充てられると思ひますし、直接企業を経営しておる企業体内における権威ある学識者等も当然含まれると思ひますが、私はその一般の学識経験者の中で、企業に直接關係をしておられない人かどれだけ残りの三分の二の中で充たされるのか、その点伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(長村貞一君) 学識経験者の中には業界等におきまます学識経験者も当然入りましたけれども、そのほか私どもも入りましたしましては、業界における学識あるかた、業界において十分な経験を持つておられるかた、このかたに多数お出で願ひたいと思つております。その割振りにつきましては、何割何割或いは何名というふうには必ずしもまだきめておりませんが、自然にわゆる業界におきまます学識経験者の数のほうが、業界等におきまます学識経験者よりもずつと多くなるという見込みでおります。

○栗山眞夫君 七十条の会長並びに委員の任期の問題であります。すでに前に一応政府側から御答弁があつたやうでございすけれども、重ねて私伺つて置きたいと思ひます。この前の答弁では關係筋の御意向等もありまし

て、こういう工合になつたように伺つておりますが、一番最初の原案はたしか二年でありましたが、ということになつておつたとは思ふのであります。従つてこういうような保安審議会に類するような委員会制度というものも、終戦後のいろいろな部門にたくさんあるわけでありまして、決して六カ月というような任期或いは留任に對し、まして制限を附しておるといふ点は見当らないと思ふのであります。ましてやこういう相当高度の新興化学の技術を身に付けた人というものは、三十名参加されるわけでありまして、国内を探しましても、そうたくさんあるわけではないと思ふのであります。従つて六カ月の任期も短か過ぎますし、留任に對して制限を附するということとは、この保安審議会の構成上好ましくない面のほうが多く出て来やしないか、こういう工合に考へるわけでありまして、その点如何ですか。

○政府委員(長村貞一君) この任期の問題は七十年よりすると、六カ月、但し一回に限り再任を妨げない、つまり一年といふことになるわけでありまして、これは三十人という数は相当大きな数でもございまして、同時に又先ほど申しましたように、いわゆる学識経験者の中には長く業界にあられて、その方面についての非常に權威のあるかた々をお入れしたいといふことでもございまして、広い業界でございまして、この方面につきましても、立派なかた々は相当多数おられるわけでありまして、仮に一年ごとにお変り願うとしたとしても、いわゆる十分な学識経験をお持ちのかたを得るに十分であると、私どもは考へておるわけでありまして、最近いづれの委員会に、或いは審議会につきましても、おおよそかようなやり方でやつておりまして、支障なくいたしておるわけでありまして、この委員会につきましても、今の業界の事情その他を勘案いたしまして、この方針において委員会を構成いたしまして、運用上は差支えないものと、かように考へておるわけでもございまして。

○栗山良夫君 もう少し具体的に伺ひたいと思ふが、例えば三十人をこの法律の施行と同時に選びまして、任期が六カ月で参りまして、全員を全部再任したといたしますと、一カ年後には三十名のかた々は全部更新されることになるわけでもございまして。

○政府委員(長村貞一君) そういうことになりまして。

○理事(結城安次君) ちよつと速記をとめて……

○速記中止

○委員(結城安次君) 速記を始めて下さい。

○栗山良夫君 官房長にお尋ねいたしますが、内閣の方針としては、審議会の任期を六カ月にしたので御了解願ひたいという話なんです、それは只今あるいろいろな審議会全部について統一された構想でございまして。

○政府委員(永山時雄君) 委員の任期を六カ月にし、而もそれを一回限り更新を認める、といふことは、閣議決定になりました方針でございまして、従つてこれは一般に共通した原則である、かように私どもは考へております。

○栗山良夫君 そういふ審議会というのは通産省だけでどういふのがあるわけですか。

○政府委員(永山時雄君) 後ほど御説明をいたします審議会整理を通産省の委員会についても考へているわけですが、その委員会全部につきまして、その原則を運用して参りたい、かように考へております。

○栗山良夫君 それじやこの問題は私まだいろいろ問題があると思ひます。例えばこういう表現の仕方ならば、もう初めから任期は一年、再任を妨げない、こういうほうが私は完璧になると思ひます。それからもう一つは、問題別に委員を選任するといふことならば、問題ごとに委員を選任してもいいといふことにもなります。運用の面から言へば、もう少しいい方法があるかと思ひますが、これはあとに私議することになりまして。

○理事(結城安次君) 御質疑はほかにありませんか。ちよつと栗山委員にお尋ねしますが、質疑を残しますか。この問題はよろしうございまして。

○栗山良夫君 質疑を残すというよりは、審議会のような、こういう形式をやめてしまふという政府の考へに私の意見があるわけなんです。將來の問題として……それから従つて存置することに私は賛成するものですが、そうすると、こういう形式のものは好ましくないと、こういう私は意見を持つてゐる。従つてできるならば修正をしたいといふふうに考へております。

○理事(結城安次君) そうすると、この法案そのものについては一応お済みになりましたか。

○栗山良夫君 この法案で了解しないわけでは。

○理事(結城安次君) 質問は如何で

す。

○栗山良夫君 質問は大体終りました。

○理事(結城安次君) ほかに御質疑がなければ、高圧ガス取締法案に関する質疑は終了したものと認めてよろしうございまして。

○栗山良夫君 そこまでやられちゃうのですか、今日は……

○理事(結城安次君) 若し何ならば、もう終了して上げて、だん／＼先に行きたいという考へであります。併しあるなら残して置きますよ。

○栗山良夫君 私は今そういう考へを持つておりますので、これからいろいろ委員長にも諮つて意見をまとめて行きたいと思ひますけれども、その過程においては或いはまだもう一遍再質問しなければならぬことになるかも知れませんが、質疑を完全に打ち切つてしまふないうちにお願ひしたいと思ひますが。

○理事(結城安次君) 栗山委員にちよつとお尋ねしますが、高圧ガス取締法案は審議会以外の点についてはありませんか。ほかに審議会を除いたところは……

○栗山良夫君 ありません。

○理事(結城安次君) ではそれだけまだあの機会に、或いは討論の際にお願いするとして、別に御異議ございせんか。

○栗山良夫君 ありません。

○理事(結城安次君) それではこれで高圧ガス取締法案は、審議会の条項だけ、高圧ガス保安審議会の点だけを殘して、ほかは質疑を終了したものと認めてよろしうございまして。

○栗山良夫君 そういふ議事のとり廻

し方はないでしよう。法律案をやるのに、どこそこを除いてあとは質疑を打ち切らんというの……

○理事(結城安次君) この次のとき関連して行きますか。

○栗山良夫君 仮にないにしても、まだ一部残つていけば質疑の打ち切りにはならない。

○理事(結城安次君) いや質疑の打ち切りじやない……

○栗山良夫君 何か特別の御事情があつてなさりたいというならば、おつしやつて頂きたいと思ひます。

○理事(結城安次君) いやこれは大分せくようですからね。

○理事(結城安次君) それじや次に審議会の整理等のための通産省設置法等の一部を改正する件を議題といたします。整理案の内容及び法案提出の時期等について政府側から御説明をお願いいたします。

○政府委員(曾根新八君) 政府は行政簡素化及び経費節減の見地から、各省の附屬機關として置かれております審議会、協議会等の整理について、かねてから研究して参つたのであります。が、漸くその基準を決定し、通産産業省につきましても、これに基く整理を行うと同時に、最近の情勢に對処する組織の整備を圖るべく鋭意検討を重ねた結果、今般その結論を得るに至りましたので、ここに審議会の整理等のための通産産業省設置法等の一部を改正する法律案として国会に提出し、御審議を仰がんとする次第であります。以下その概要について申述べます。ならば、この法案は第一条及び第二条においてそれ／＼通産産業省設置法及

び工業技術庁設置法の改正について規定し、第三条以下におきましては、鉱山保安法を初め六法令につきまして、審議会等に関する部分の改正を規定しております。先ず第一に、通商産業省設置法の改正につきましては、本省資源庁、工業技術庁、及び特許庁に置かれております。審議会等について整理統合を行いましたほか、従来通商産業局において所掌しておりました特需関係の事務を通商振興局に移管すると同時にすでに清算段階に入っており、貿易公団及び産業復興公団について、国家行政組織上の機関としての機能を失つていとの見地から、これらの公団に関する根拠規定を削除する等の措置を規定いたしました。

次に工業技術庁設置法以下、各法令の改正につきましては、すべて審議会等に関する規定の改正でありまして、工業技術庁設置法の改正におきましては、工業技術庁運営審議会を工業技術協議会に統合し、鉱山保安法及び工業標準化法の改正におきましては、委員の任期、又は定数について臨時鉄くず資源回収法、輸出信用保険法、商品取引所法及び連合国人工業所有権後援措置令の改正につきましては、審議会の所掌事務等について整備すると同時に、関係条文の整理を行なつた次第であります。その他本則における法令改正に伴い、国家行政組織法の改正及び商品取引所法に関する経過規定を必要といたしますので、附則においてこれらに關して規定いたしております。

以上がこの法案を提案する理由及びその概要でございます。

○理事(結城安次君) それでは永山官房長から審議会新旧一覽表を、どういうわけで残し、どういうわけで廃止するかだけ概略伺つて置きましょうか。

○政府委員(永山時雄君) お手許に審議会新旧一覽表というのが配付してございまして、御覧のような従来の設置法に掲げてあります審議会が二十八あります。で、新しく設置法を改正いたしましたので、これを二十五に改めるといふわけでございまして、但し従来必らずしもこの法律によりませんで、閣議決定或いは政令等の形で事実上いろいろな協議会や審議会が置かれておつたのでございまして、今後は一切設置法に取上げるといふ方針で、従つて数から申し上げます、更に現在のものがこの際整理をされておるといふことに相成るのでございまして、で、この審議会に通過した内閣の方針がございまして、その一般方針によりまして、ここに掲げましたような整理の案に相成つておるのでございまして、その整理の考え方方は従来の……、只今政務次官の御説明にもありましたような行政簡素化或いは経費の節約というような根本趣旨から出発をいたしまして、なお個々の具体的な問題、特に経済関係の審議会におきましては、具体的な問題を審議するような委員会はできるだけ取止めをするということ、それから委員の選定につきましても、事業者団体その他の役員員の任命は避ける、或いは先ほどのお話にもございましたような委員の任期につきましても、経済関係の審議会は任期六ヵ月、そうして原則として再任一回という方針が一般的に閣議決定をいたしましたのでありまして、従つてその趣旨から整理をしたのでございまして、個別的に一応主な事項

を御説明申し上げますと、その順序によつて申し上げます、参与会議というのが現在まだあるものでございまして、これを今回は廃止をする、これは顧問会議と参与会議とは事実上同じようなフアンクシヨンを営むものでございまして、従つてこれはそういう意味において廃止をしても差支えないということとで廃止する。それから輸出協議会につきましては、これは輸出問題は一般的な政策事項、共通的な問題が多いのでございまして、輸入のような商品別に事を取上げるといふような事項が非常に少い関係からいたしまして、又運用の實際からいたしまして、これを廃止をいたしても差支えないという意味で廃止をいたしたいということとでございまして、それから七番の指定繊維資材及び衣料品販賣業者登録諮問審議会、それから九番の指定生産資材制当基準審議会、これはいずれも統制が撤廃をされ、或いは統制が非常に少くなつた現状と、それからすでに基準がおおむねできておりまして、だん／＼統制の撤廃されておる現状において、強いてこの審議会を残して置く必要もないというやうな意味で、いずれも廃止をいたしたいということとでございまして、それから十一番の商品取引所取引紛争審査会、これは商品取引所の売買取引に關連した紛争の解決を主眼としたものでございまして、が、実際に必ずしもその運用が効果的でないこと、又ここで裁定をいたしましたものが、そのまゝ最終決定になりませんで單なる参考意見程度にしか取扱われないう状態にございまして、従つてこれを廃止するも差支えないという意味で整理をしたいというのでございまして、それから鉱害対策審議

会、これは一応石炭鉱害地復旧対策審議会の仕事と事実上一致をいたしますので、従つてその方と一本にするといいことにいたしたいわけでございまして、それから重要鉱物審議会、これは帝國鉱業開發株式會社という戦時中特別法によつて作つた会社があるのでございまして、これに対する損失補償の問題を審査するというところでございまして、帝國鉱業に對する損失補償の問題は、事實上その審査の必要が予想されませんので、従つてこれも廃止をするということとでございまして、それから十五番の炭田探査審議会、それから十六番の石油資源開發促進審議会、これは簡素化の趣旨から地下資源開發審議会といふものに統合しようということとでございまして、それから二十番に参りまして、工業技術協議会、それから二十一番の工業技術協議会という二つのものがあるものでありますが、これは工業技術協議会に統合して簡素化しようというのであります。それから二十三番の地熱開發技術審議会、これは先ほど御説明申し上げました地下資源開發審議会、或いは工業技術協議会の仕事と事実上重なりまして、そのほうで十分の目的が達成できるという意味で、廃止をいたしたいということとであります。それから二十七番、二十八番に参りまして、特許補償審査会、それから特許権存続期間延長審査会、これを簡素化の趣旨に則りまして、特許補償等審査会といふものに一本にしようというのでございまして。

それから二段目の十八番から二十五番まで、これはいずれも設置法の関係におきましては、新しく設けるといふことでございまして、十八番の産業合理化審議会、これは御承知のように、事実上はすでにできて運営をされておるのでございまして、これは従来ともこの合理化の趣旨におきまして、相当の実績を挙げておるといふことであります。正式に設置法の審議会に取上げたいということとでございまして、それから十九番の電気自動車充電技術者資格檢定審議会、これは現在この審議会はあつたのでございまして、檢定規則に基いて檢定委員が置かれて、事実上運営されておりましたので、引続きこれを今後とも存続したいというのでございまして、それから工業生産技術協議会、これは従来機械工業、化学工業につきまして、それから機械工業生産技術協議会、それから化学工業生産技術協議会といふ二つのものが實際に置かれて運営をされて参つたのでございまして、これを一本に取りまとめまして、そうして正式の協議会にするというのであります。これは機械工業或いは化学工業に關する具体的なトピツクを取上げて、そこで生産技術の問題を審議するといふ趣旨なのでございまして、それから二十一番の高圧ガス保安審議会は、先ほど御審議を願つておりました高圧ガス取締法に基くものであります。それから二十二番の石炭鉱害地復旧対策審議会、これは鉱業法の成立の際に、特にこの石炭鉱害地復旧対策について、この審議会の設置の御希望がございまして、それに基いて設置をしたものでございまして、これも今後存続したいというわけでございまして、それから電気事業主任技術者資格檢定審議会、これも従来からある審議会といたしまして、先ほどの十九番の審議会と同じような檢定規則に基

く検定委員がおりまして、實際上運用されておられるので、引続き残して置きたいというのであります。それから二十四番の熱管理士試験委員、これも熱管理法におきまして、この制度が設けられておりますので、その熱管理法に基くものをここに取上げたということでありまして、それから工業所有権制度改正審議会、これは工業所有権制度というものを全面的に、根本的に改正をするという必要がございます。この改正審議会を現在すでに置いて、事実上審議を進めておるのでございまして、引続きこれも存続をして置きたいというのでございまして。

大体内上申上げたような点が廃止或いは新しく置こうというこの委員会の大体的内容であります。

○理事(結城安次君) 只今御説明になりましたことについて、皆様方の御質問があれば、又栗山委員に申上げますが、この際高圧ガスのやつも継続して質問をお願いしたいと思います。

○栗山良夫君 この整理という御説明を伺ったのですが、数から言くと二十八というものが二十五に減つたと、そう大した大きな整理でもないと思うのであります。問題はただ考え方、関係方面から何か御意向があつて、こういう工合になつたというようでありまして、この関係方面のほうの御意向があつたとして、それはどういうような根拠により整理をしるというものであつたのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(永山時雄君) これは私も直接交渉を受けた問題ではございませんで、内閣のほうに交渉があつたかに承つておるのでございしますが、やは

り関係方面のほうの考え方、この委員会をできるだけ少くするということが、それから特定の事項について審議をするには、あまりそういう委員会を置くというよりは好ましくないというふうな趣旨だつたか伺つております。

○栗山良夫君 この法的な根拠のあるものを除いて、あとはやめたほうがよいというふうな、そういう或る程度筋道の立つた考え方ではなかつたんですか、今永山官房長の御説明と、それから現実的にここに設置法の改正後に残される審議会の二十五ある内容と考えると、必ずしもそれと一致をして見えず、必ずしもそれと一致をして見えないと思ひますが。

○政府委員(永山時雄君) 関係方面のほうからの交渉なり、何らかの話し内容につきましては、これは直接承知いたしておりますので、その点は内閣のほうから一つ御聴取をお願いしたいと思ひますが、審議会の整理の一般的な方針は閣議決定をされておるのでございまして、その趣旨は先ほど御説明申し上げましたような行政簡素化、それから予算の経費の節約ということが根本趣旨でございまして。そうして然らば如何なる審議会の整理の対象に取上げるかということにつきましては、経済関係の審議会につきましては、特定の問題を民間の委員を交えたようなところで審議をするというふうな委員会ではございまして、逆に言いますれば、一般的に適用される事項については、政府部内の職員からだけでは適切な意見が得られない、民間から参考或いは勧告的な意見を聞く必要があるというふうな委員会にできるだけ整理をする、そういう委員会を認

めて行くということがその原則であります。

○栗山良夫君 そうしますと、その閣議決定になつた審議会の整理の構想というのは、只今御説明のあつた設置法の改正後に置かれる審議会の二十五の数、これが大体その全部であるところから更に整理を将来されるのですか。

○政府委員(永山時雄君) この二十五の審議会が只今の方針に一応即して、政府としてこれを尊重し或いは新設をするというところを認められたものと存じます。

○栗山良夫君 大体わかりました。そうすると、まあ経費の節約というのは、これは大したところではない、二十八を二十五にしたというだけでは……。

○政府委員(永山時雄君) 只今ここにちよつと数字を持合せないのでございしますが、先ほど御説明申し上げましたような、従来の二十八のものが……、従来の委員会は大体十七まで、一番上の欄で見ますと、特許権存続期間延長審査会というもののものが従来の二十八あつたのでございまして。それを二段目の十七の特許補償等審査会、二十八を十七に整理したのであります。そうして十八以下は新しく作られたものであります。これも従来のものと実際にあつたのでございまして、それを正式に法律の上に取上げたということになるのであります。従つて従来法律のほかに事實上設けられておりましたものが、このほかに約五つほどたしかあつたのでございしますが、従つて法律外の委員会におきましては、五つほど整理をした、それから法律上の審議会につきましては、二十八と十七の差の十一でござい

ますが、それを整理をしたという結果になるのであります。

○栗山良夫君 ちよつと参考までに伺つて置きますが、十九番の電気自動車充電技術者資格検定審議会というふうなこの委員会、これはどういふ検定規則でできておるのか、或いはそういう検定が要するのかわからないのかもよくわかりませんけれども、これはいつ頃できたのですか、この検定規則というものは……。

○政府委員(永山時雄君) 詳細は後ほど調べまして御連絡申上げますが、これは大体戦前からあつたものであります。

○栗山良夫君 この電気自動車の充電技術者資格検定試験というものは、実際必要なのでございしますが、私よく意味がわからないし、又こういう資格を持つた人が自動車の充電を……やつているとも考えられないし、こういうものこそ要らないものじやありませんか。

○理事(結城安次君) これはちよつと私からも政務次官にお尋ね申上げます。私は新聞を拜見したときに、今度は行政簡素化の非常な大きな役割として、先ず以て顧問会、審査会をやめると、過去の例を見まして顧問会、審査会、委員会というものは、殆んど役所の責任の逃れ場所になつておる、それらを全部整理するんだというふうで、非常にいいことを今の政府はなさつておると思つておつたのですが、これで拜見すると、前よりも殖えておる、今官房長は三つ減つたと申しますが、これは実質的には殖えておる、審査機関は……。又殊に今栗山委員の御指摘のような電気自動車の充電技術者資格検定審査委員に至つては、

これは驚くのです。一体電気の中種、乙種いろいろ試験がありますが、それから別に電気自動車の充電の試験審査委員ですか、検定審査委員を作るといふことは一体どういふことを又するののか、或いは充電技術の検定の基準はありましようが、それによつて役所の人ができなくちやならんはずだ。それを又委員会を置いて審査するに至つちや、私はこれは今の通産大臣、政務次官はどういふことのお考えでござい

ものをお存続させるのかどうかからんと思ひますが、内閣の方針に則り、国民が今まで重税に苦しんでおるのを御承知の上でこれをなさるので

○政府委員(倉橋新八君) これは私もちよつと電気自動車充電技術者資格検定審議会ですか、甚だ申しわけないのですが、内容を今明らかにしておりませんので、いづれ調査して後刻御報告いたしますことにいたします。併しなから今度の委員会の整理につきましては、関係筋からも強い実は通議があつたのであります。内閣といたしましては、簡素化或いは経費の節約という面からは是非強力にやるといふことで、通産省においても数回この問題について慎重検討いたしましたのであります。その結果、先ほど官房長から報告いたしました通り、当時二十八あつたものを十七に一応減して、十一ばかり整理いたしました。更に最近新しくいろいろの法令に關連しまして、審議会ができましたので、結果的には余り減つていないといふことになっておりますが、実質的には相当整理しておるものであります。同時に審議会の問題につ

きましては、

いてなお誠意が足りないという委員長のお言葉であります。通産省といひましては、できるだけ整理いたしたいという点に重点を置いて実は私も検討いたしましたのでありますが、どうしてもやはり運営上、この程度の審議会は必要とするのではないかと、それ／＼の根拠のある御意見がありましたので、その程度で一応きまつたのであります。ただこの今問題となつております電気自動車の問題については、私詳細に了解いたしておりましたので、後刻報告いたします。

○栗山長夫君 慎重審議をせられたとおつしやるのですけれども、僕はどうもそう考えない、整理基準というものは極めて曖昧であつて、その結果と符合しない点を私は指摘したわけで、たとえて申しますと、電気自動車の充電技術者というものが、これは電気技術者から言へば、少くとも電気事業主任技術者の資格検定審議会でなければならない。若しもそれよりも下つた人でよいということになれば、これは別にこういう大きな名前を出して設置法にわざ／＼入れて置かなければならぬやうな、そういう技術者までは行かないと思ふのであります。例えて申しますと、これは戦争前からの規則だとおつしやいましたが、それならば電気保安のために電気工事をする人に対して、電気工事人取締規則というのがあります。工事をやるには一人々々全部の資格が必要である、それを終戦後全部電気工事人取締規則を撤廃して、工事人が工事をいたします場合には工事人の免許が要らなくなつた。国民

民全体の保安に関する電気のことについて、それ／＼終戦後新しい制度がとられておるのに、自動車の充電に電気技術者が要るのは私もどうしても理解できない。若しそういう意味で内閣が慎重審議しておられるということなら、私ももう少し考えを新たにしなければいかんと思ふ。

○政府委員(首藤新八君) この只今問題になつております電気自動車の充電技術者の問題はもとと詳細に調査いたしまして、機会を見まして御報告申し上げたいと、こう考えます。

○栗山長夫君 そのほかにこれと同じやうな類するものがあるのかないのか。これはまだ研究を要すると思ひますが、整理基準というものをもう少し私は明らかにして置いて頂きたいと思ふのが第一点、それから先ほどの高圧ガスの取締規則に対するいわゆる委員の任期の問題ですけれども、六カ月、重任一回、閣議決定による考え方というものは、只今御説明願ひました設置法改正後における審議会という、この二十五の協議会或いは審議会に全部一律に適用されるものですか。

○政府委員(永山時雄君) 委員の任期の只今の六カ月と言ひますのは、これは経済関係の委員会には全部適用されるわけでありませう。

○栗山長夫君 経済関係というのは、今の二十五の委員会のどれですか。

○政府委員(永山時雄君) 経済関係と申しますのは、例えば今問題になりました電気自動車充電技術者資格検定審議会でございますか、こういうやうなものはいわゆる経済関係ではございませんで、例えば商品取引所関係の審議会だとか、或いは輸入協議会とか、

審議をする内容の事項が経済関係の問題、そういうやうな経済関係の委員会でありませう。

○栗山長夫君 わかりました。そうしますと、高圧ガス保安審議会というのは経済関係の委員会じゃないわけでありませう。第六十七条から第七十条まで御覧になればわかりますが、経済関係の委員会とは考えない。

○政府委員(永山時雄君) この特定の委員会が経済関係の委員会になるかならんかという問題は、これはやはり内閣で統一的に取扱つておるのでございまして、従つてこれは内閣或いは行政管

理庁との認定によりまして、経済関係の委員会というに取扱ひが相成つておるわけでございますが、なおその内容につきましては、私甚だ申しわけないのでありますが、高圧ガス保安審議会の内容につきましては、詳らかにいたしませんで、詳細その根拠を取調べまして御報告申し上げたいと思ひます。

○栗山長夫君 その方針決定がどういふやうに審議されたか知りませんが、今の十九番の問題でも私は非常な疑問を持つと同じやうに、とにかく経済関係の委員会、今官房長が御説明された経済関係の委員会でないことだけははつきりしている、「高圧ガスの保安に

しても当たらないということになれば、これは率直に改めるといふことが必要だと思ふ。又事実運用の面から言ひましても、経済関係の委員会は六カ月、重任は一回でもいいけれども、技術関係のものはそういう工合にはしていないというならば、そのことによつて好ましくない点があるという理由によつて、そうなつておると思ふのですが、その点は一旦決定された方針を歪曲して、こういうところまで入れるということではなくて、飽くまでも審議会を一旦設置するならば、その審議会の最も効果を發揮し得るやうなふりに、これは決定すべきだと私は考える。従つて早く上げたいというお話がありましたけれども、これじや私は先ほどからその点に疑問が残つておるので質問の保留をして置いたのです。どうぞよろしく……。

○理事(結城安次君) 承知いたしました。

○小野義夫君 御参考に承つて置くのでございしますが、栗山委員の御説のごときお考えも非常にこれは……、ちよつと速記を止めて下さい。

○理事(結城安次君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○理事(結城安次君) では速記を始め……。

○政府委員(首藤新八君) 御説御尤もでありますので、詳細調査いたしまして、近いうちに御報告申し上げたいと思ひます。なお御説のごとく法律の母体がありますために委員会が削除できないものもあるかと思ひますので、その点につきましては、併せて調査して見たいと思ひます。

○栗山長夫君 私政府のほうにちよつとお願いして置きたいのですが、今頂いたこの設置法改正後の審議会の二十五ありますものについて、その委員の任期がどういふ工合になつておるのか、これを一応全部一つ大回にでも御説明頂きたいのです。特にですね、経済関係委員会というものは二十二の石炭鉱害地復旧対策審議会、これを御覧頂きたいと思ふのです。これは先国会に同僚議員の西田君から御熱心な提案があつて、確かこうなつたと思ひますが、こういうものは、これこそ私は或る意味においては高圧ガスの審議会よりも経済的な匂ひのある委員会だと思ふのです。ところがこの委員会の委員は、結論が出るまで六カ月ごとに取替をしておつたのでは恐らく私は結論が出ないと思ふ。こういうものは相当長期に委員の任期が置かれておると思ふのであります。そういう点から考えると、先ほど述べられたところの基準というものは、極めて個々のものを研究して見れば曖昧になると思ふ。従つて私どもによく理解の行くやうな、筋道の通つた御説明を頂かなければちよつと理解いたしかねる。

○政府委員(首藤新八君) 詳細調査しまして、極く最近のうちに御報告申し上げます。

○境野清雄君 だん／＼この審議会の問題がありますが、そうすると、審議会は今の前の国会にも私からお願ひして、審議会の数が多過ぎる、一体審議会自体は何をやつておるかかわからん、名前も知らないやうなものもあるもので、通産省に關係するものだけは、時おり一つ政府のほうから大きいやうな問題を取上げたときは、審議会をこ

ういうふうな取上げ方をしたとかというふうな、審議会の進行状況を御報告願いたいという話を先々国会にやり、当時政府のほうでもそうしましたよと言ったのですが、その後さつぱりそういうふうな話を聞いていないのです、今後は是非一つこういうような問題が、今のようない問題も起つて来、経済の關係か、そうじゃないかというふうな区別のむずかしい問題になると思ふので、是非今後この審議会の進行状況というものを、時たま一つ政務次官のほうからでも御報告願うように取計らつてもらいたいと思ふ。

○政府委員(首藤新八君) 了承いたしました。

○理事(結城安次君) 私から政務次官にお願いして置きますが、この今度の行政簡素化、又委員会、審議会の改廃ということとは国民が非常に期待して待つておるので、この間今度の五人委員ですか、あれになつた人から、君これはどう思ふというから、私はもう全部廃止しなさい、残らず廃止して、顧問から委員から全部廃止して、それで必要なものは、これは必要だと思ふものは、あなた持出して、それで成るほどと納得の行つたものは残しなさい、それはどうも僕にはちよつと言いかねる、下から来るのをいづれ見ることになるだろうというお話でありました、只今御提出になつた表を見て、私もどうもやり方が、通産省で政務次官殿が下から来たのをうん／＼で呑んだじやないかと思われる。というのは、この一つ／＼聞いて行けば、これはあなたがすでにこれはどう思ふというふうな、そういうものが出来て来ておるので、どうもあなたがたの政務官、

政治家のやり方が私は足りないかと思ふので、これはもう一遍むしろ全部廃止して、それでこれは是非要るのだというものだけ残す、その代りあなたがたが十分強く、ここでこれは絶対に必要だと主張できるぐらいのものだけを残すというぐらゐでにやつて頂きたいというところをお願いして置きます。

○政府委員(首藤新八君) 御趣旨はよく了解できるのであります、が、實際問題として、経済情勢は御承知の通り各業態によつてそれ／＼事情を非常に異にしてあります。殊に日々動いてるものであります、役所のほうでその詳細を把握するということは實際問題として困難と申上げてまいりたいと思ふのであります。従つて適切な行政を遂行いたしますためには、どうしても動く経済にタツチしてゐるところの業界人を委員としていろいろ問題を討議してもらふというところは、円滑な行政を進める上におきましては非常に必要なのであります、併しながら御趣旨はよく了解しておりますので、できるだけ御希望に副うように今後もちたしたいと考えております。今の委員会はかような事情から、もうすでに十年以上前からあるものもあります、又二、三年前のものもあります、大体において最近できたものは五つか、六つ程度であつて、その他大部分は前から置かれてゐるものであります、そして、同時に各審議会ともそれぞれ原局を中心といたしまして、相当重要な会議を続けているのが真相であります、今これを全部廃止するということとは、實際問題として不可能ではないかというふうな気持ちいたしておるのでございます。

○理事(結城安次君) ちよつと政務次官に申上げますが、私の申上げたことを誤解なすつちやいかな。全部削れ、廃止してしまえというのではない、一応そのくらの心組でやつてもらわなければいかんという意味です。全部やめるということは毛頭考えておりません。この問題は本日はこれまでにして置きます。

○理事(結城安次君) 次にビニール系合成樹脂の現況並びに今後の見通しについて政府側の説明を求めるところにいたします。ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時二十八分速記中止

午後四時三十二分速記開始

○理事(結城安次君) 速記を始めて下さい。

本日はこの程度で散会いたします。

午後四時三十三分散会

出席者は左の通り。

理事

委員

政府委員

通商産業
政務次官
首藤 新八君

古池 信三君
結城 安次君
栗山 良夫君

上原 正吉君
小野 義夫君
加藤 正人君
小川 良一君
駒井 藤平君
西田 隆男君
境野 清雄君

通商産業大臣 永山 時雄君
通商産業省通商化学局長 長村 貞一君
通商産業省通商繊維局長 近藤 正文君
事務局側
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁